

1. はじめに

1.1 計画策定の趣旨及び位置付け

1.1.1 計画策定の趣旨

松山市は、温暖で穏やかな気候を持ち、豊かな自然環境や道後温泉等の数々の文化遺産に恵まれた中核都市であり、愛媛県の県都として、また四国の中枢拠点として発展をとげてきました。

しかし、近年、市街地の外延化や商業施設の郊外立地等を背景とした自動車への依存が進行し、郊外電車、市内電車利用者数は1975（昭和50）年の約半分程度、バス利用者数は1975（昭和50）年の4分の1程度まで減少しているほか、島嶼部では人口減少に伴う船舶利用者の減少によって交通事業者の経営が圧迫され、その維持存続が危ぶまれる状況です。

公共交通機関では、少子高齢化や環境問題等、急速な社会・都市環境の変化及びますます多様化するライフスタイルのなかで、誰もが安心して利用できる移動手段を確保することが重要かつ喫緊の課題となっています。こうした中、国から「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」との考え方で、住宅や施設の立地適正化計画と地域公共交通網形成計画が連携し合い、持続可能な都市の構築を進めることが示されました。

本市は、公共交通の重要性を改めて認識し、経済社会活動や市民生活の基盤となる地域の実情に合った公共交通ネットワークの整備の実現に向けて、まちづくりと一体となった持続可能で利便性の高い地域公共交通網の形成を進めて行くための基本的な方針、目標、施策、事業等を取りまとめた「松山市地域公共交通網形成計画」を策定します。

1.1.2 本計画の位置付け

松山市における公共交通に関する計画は下図に示す計画となります。松山市では、「松山市総合計画」、「松山市都市計画マスタープラン」、「松山市総合交通戦略」を策定し、それぞれに公共交通に関連する整備方針を示しています。また、「松山市地域公共交通総合連携計画」では、公共交通整備に関する方向性が示されており、「松山市立地適正化計画」との連携を図りつつ、これら上位・関連計画から松山市地域公共交通網形成計画を策定します。

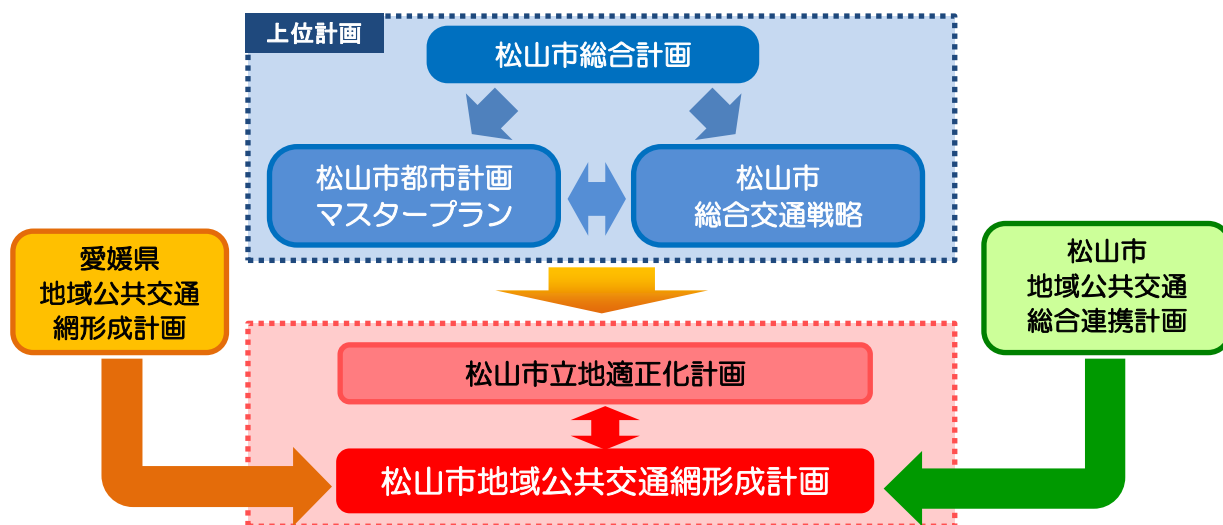


図 1.1 本計画の位置付け

1. はじめに

1.2 計画の区域

本計画の対象とする区域は、「松山市全域」とします。

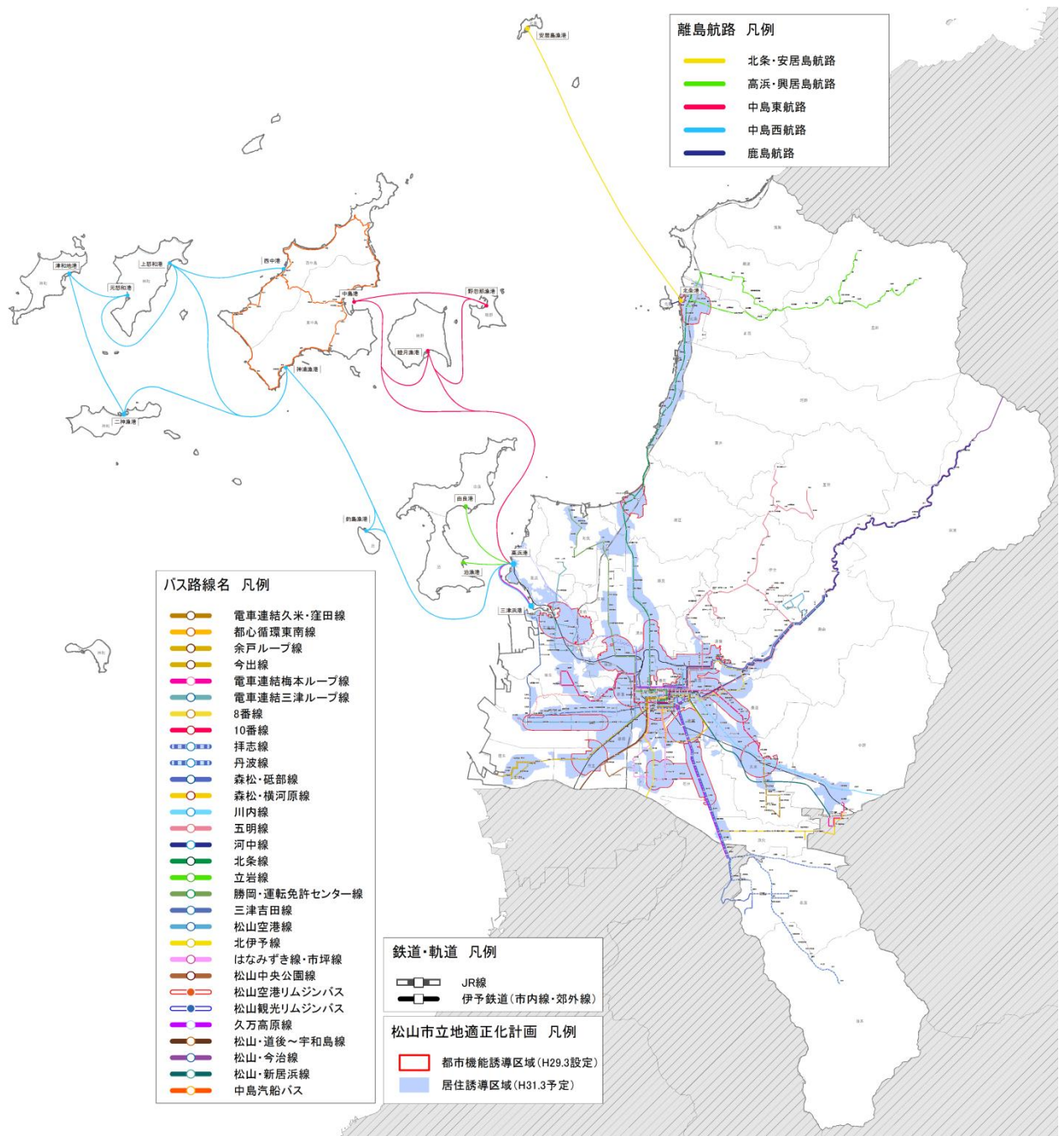


図 1.2 計画の区域

1.3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019（平成31）年4月～2026（令和8）年3月までの7年間とします。なお、上位計画の見直しや、地域の実情等を踏まえ柔軟に本計画の見直しを行う予定です。